

#### 第四三回

#### 参第一一号

### 高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法 (案)

#### (目的)

第一条 この法律は、昭和三十九年度及び昭和四十年の各年度における高等学校の生徒の収容定員を急激に増加させるようにするため、昭和三十八年度及び昭和三十九年度の各年度に行なわれる高等学校の建物の新築及び増築並びにそのために必要な校地の買収に要する経費について国が臨時に補助することによつて、高等学校の建物の建築を促進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「高等学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。

2 この法律において「建物」とは、高等学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

3 この法律において「校地」とは、建物の敷地及び運動場をいう。

#### (国の補助)

第三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、地方公共団体が昭和三十九年度及び昭和四十年の各年度における高等学校の生徒の収容定員を増加するため昭和三十八年度及び昭和三十九年度の各年度において行なう高等学校の建物の新築及び増築(買収その他これに準ずる方法による取得(以下「買収」という。))を含む。以下同じ。)に要する経費並びにそのために必要となる校地の買収に要する経費について、それぞれ、その二分の一及び三分の一を補助する。

#### (経費の種目)

第四条 前条の経費の種目は、建物に関しては本工事費及び附帯工事費(買収の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とし、校地に関しては土地買収費、整地費及び事務費とする。

#### (工事費の算定方法)

第五条 第三条に規定する建物の新築及び増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、生徒一人当たりの建物の基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の翌年度の五月一日における当該高等学校の生徒の予定数(寄宿舎にあつては、収容される生徒の予定数。以下「予定生徒数」という。)を乗じて得た坪数(以下「建物の必要坪数」という。)から当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における建物の保有坪数を控除して得た坪数(高等学校の新設のための新築の場合にあつては、建物の必要坪数)を、一坪当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。この場合において、予定生徒数は、当該新築又は増築を行なう年度が昭和三十八年度であるときは、昭和四十年五月一日における予定生徒数によることができる。

(生徒一人当たりの建物の基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当たりの建物の基準坪数は、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を除く。)又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舍のそれぞれについて、標準的な規模の高等学校においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、予定生徒数、当該高等学校における一学級の平均予定生徒数、当該高等学校の学科の種類又は当該高等学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(一坪当たりの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当たりの建築の単価は、建物の講造の種類別に、当該新築又は増築を行なう時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条の規定により工事費を算定する場合において、当該高等学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、生徒一人当たりの基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎が生徒の教育を行なうのに著しく不適當であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令の定めるところによりその一部を控除した坪数を校舎の保有坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造りの建物に関しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の建物の保有坪数又は一坪当たりの建築の単価に乗すべき坪数について、政令の定めるところにより、補正を行なうものとする。

(土地買収費の算定方法)

第九条 第三条に規定する校地の買収に係る土地買収費は、建物の敷地又は運動場のそれぞれについて、当該高等学校に係る校地の必要坪数から当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における校地の保有坪数を控除して得た坪数(高等学校の新設のための校地の買収の場合にあつては、当該高等学校に係る校地の必要坪数)を、一坪当たりの土地の単価に乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により建物の敷地又は運動場について土地買収費を算定する場合において、それぞれ、運動場又は建物の敷地の保有坪数が運動場又は建物の敷地の必要坪数をこえるときは、そのこえる坪数は、当該校地のうち建物の敷地又は運動場に転用することができるものの坪数を限度として、政令の定めるところにより、建物の敷地又は運動場の保有坪数に算入する。

(校地の必要坪数)

第十条 前条の規定により土地買収費を算定する場合の校地の必要坪数は、第一号及び第二号に定める坪数とする。

一 建物の敷地については、建物の必要坪数に相当する坪数に、政令の定めるところに

より、建物の用途、構造等に応じ、必要な補正を加えた坪数

二 運動場については、生徒一人当たりの運動場の基準坪数に予定生徒数を乗じて得た坪数

2 前項の規定により運動場に係る校地の必要坪数を算定する場合の生徒一人当たりの運動場の基準坪数は、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を除く。）又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部ごとに、標準的な規模の高等学校においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、予定生徒数に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

（一坪当たりの土地の単価）

第十一条 第九条の規定により土地買収費を算定する場合の一坪当たりの土地の単価は、当該買収を行なう時における当該土地の一坪当たりの価格によるものとする。ただし、当該土地の一坪当たりの価格が、地域ごとに当該地域内の土地の一坪当たりの価格を参酌して文部大臣が大蔵大臣と協議して定める一坪当たりの土地の価格であつて当該買収しようとする土地のある地域に係るものをこえるときは、当該価格によるものとする。

（整地費の算定方法）

第十二条 第三条に規定する校地の買収に係る整地費は、建物の敷地又は運動場のそれぞれについて、第九条の規定により土地買収費を算定する場合の一坪当たりの土地の単価に乗すべき坪数を、一坪当たりの整地費の単価に乗じて算定するものとする。

（一坪当たりの整地費の単価）

第十三条 前条の規定により整地費を算定する場合の一坪当たりの整地費の単価は、建物の敷地又は運動場のそれぞれについて、土地の状況に応じ、当該整地を行なう時における整地費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（事務費の算定方法）

第十四条 第三条に規定する建物の新築若しくは増築又は校地の買収に係る事務費は、それぞれ、第五条から第八条までの規定により算定した工事費又は第九条から第十一条までの規定により算定した土地買収費と前二条の規定により算定した整地費との合計額に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（都道府県への事務費の交付）

第十五条 国は、政令の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（本校及び分校）

第十六条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

（学校法人）

第十七条 学校法人に関しては、政令で、前十四条の規定の全部又は一部を準用することができる。

- 2 前項の規定に基づき国が学校法人に対し補助を行なう場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定を準用する。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

## 理 由

昭和三十九年度及び昭和四十年年度における高等学校の生徒の収容定員を急激に増加させる必要があることにかんがみ、昭和三十八年度及び昭和三十九年度に行なわれる高等学校の建物の建築及びそのために必要な校地の買収に要する経費について臨時に補助することによつて、高等学校の建物の建築を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十八年度約五百五十五億円、昭和三十九年度約三百八十七億円の見込みである。